

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

第2節 廃棄物の適正な管理

第1 発生抑制とリサイクルの推進

1 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみ減量化とリサイクルシステムの確立

ア ごみ減量化広域促進対策事業

平成11年度に選定した11モデル事業所で、事業系ごみ減量化モデル事業を継続して行い、規模別、業種別の減量化方法について効果的な方策を検討して、県下の事業所に普及啓発を図ります。

イ ごみリサイクル広域システム推進事業

「ごみ処理広域化計画」や「容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画」の完全実施に向けた取り組みを推進するため、市町村における課題の整理や調整ができる環境技術専門員を派遣します。

ウ 資源ごみリサイクル市町村タイアップ事業

平成12年度から完全実施される容器包装リサイクル法に基づく第2期市町村分別収集計画の目標達成にむけ、分別収集体制の整備や啓発等を市町村と一体となって推進します。また、平成13年度から本格施行される家電リサイクル法の円滑な運用を図るため、県内ルールを作成します。

エ 資源ごみリサイクル促進補助事業

市町村等が実施する資源ごみ分別収集体制整備のための住民啓発事業や分別回収ルートの確保に関する事業に対して支援を行います。

オ 資源循環型処理施設整備事業

国庫補助採択を受けてストックヤードやリサイクルセンター等資源循環型の一般廃棄物処理施設の整備を行う市町村等に財政支援を行い、リサイクルを促進します。

(2) RDF（ごみ固形燃料）化の推進

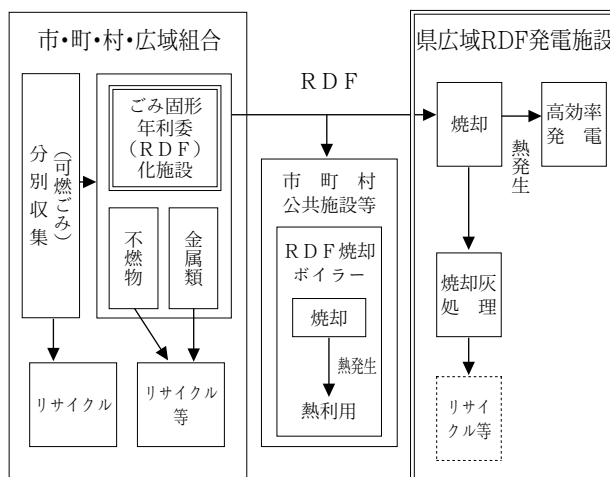
ア RDF化構想推進事業

ごみの焼却・埋め立て処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らし、エネルギーを有効利用するため、RDF化構想を市町村と一体となり推進します。

イ RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行います。

RDF化構想概念図



(3) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成11年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

環境保全型畜産確立のための支援制度

区分	制度名	所轄官庁等
家畜ふん尿処理整備に係る補助	資源循環型畜産確立対策事業 畜産経営環境整備事業 家畜ふん尿リサイクル推進事業	農林水産省 農林水産省 三重県
低利融資	農業経営近代化資金（畜産公害対策資金） 農林漁業金融公庫資金	農協等
リス事業	畜産環境整備リス事業	畜産環境整備機構
計画策定に係る補助制度	資源循環型畜産確立推進事業 畜産経営環境整備基礎調査事業	農林水産省 農林水産省

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

(4) 公共事業における再生利用の推進

ア 発生・流通経路、最終及び中間処理場、リサイクル資材の保有能力等の調査を行い、公的関与も含め官民協力の基に円滑なリサイクルシステムの構築検討を行います。

イ リサイクル資材の新技术、新資材の情報収集・広報やリサイクル資材の使用基準、品質基準の確立を図ります。

2 産業廃棄物の発生抑制等の推進

(1) 産業廃棄物自主情報公開等促進事業

産業廃棄物排出事業者、処理業者による産業廃棄物の発生抑制・リサイクル、適正処理に関する計画の作成及び産業廃棄物の種類、量、管理状況などの情報の自主的公開を促進するため、環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づき、事業者等に計画の作成、情報の自主公開を指導します。

第2 適正処理の推進

1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の整備促進等

市町村等に対し、一般廃棄物処理計画の策定指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設整備国庫補助事業が円滑に推進するよう指導・助言を行います。

(2) ダイオキシン類削減の対策

市町村等が設置するごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策のため、ごみ処理の広域化を推進するとともに、国庫補助採択を受けてダイオキシン対策のためにごみ焼却施設の改造事業を実施する市町村等に財政支援を行います。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の許可等

ア 産業廃棄物許可等事業

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

イ 情報管理事業

県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物発生抑制、リサイクル及び適正処理推進等廃棄物行政をより効果的に推進します。

(2) 下水道汚泥広域的処理システムの整備

平成9・10年度の調査結果をふまえ、検討した各種処理方式の中から、具体化について検討を進めます。

(3) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進するため、引き続き調査検討を行います。

(4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

公共工事発注機関は計画、設計段階から、現場発生材の再利用など、建設廃棄物の発生抑制に努め、再利用が可能な建設廃棄物は再資源化施設へ搬入するものとします。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

【第2節 廃棄物の適正な管理】

また、工事請負者が適正処理するよう指導監督をより徹底します。

3 公共関与による適正処理の推進

(1) 廃棄物処理センターによる適正処理推進事業

ダイオキシン対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や産業界からの強い要請のある廃棄物処理センターを整備し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに、産業廃棄物を公共関与で処理する施設を整備します。

第3 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

1 監視・指導の強化

(1) 産業廃棄物対策の推進

処理業者、排出事業者等への立ち入り検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視指導を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番による通報に即応します。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する積極的な告発を行います。

(2) 環境保全対策の推進

産業廃棄物が不法投棄等不適正に処理され、その原因者が不明、倒産、逃亡等の理由で原因者に原状回復の費用負担を求めることが出来ない場合に、県が原因者に代わって原状回復に要する費用を負担することで生活環境の保全を図ります。

2 清潔で美しい三重づくりの推進

(1) 環境美化推進事業

県民の自主的な環境美化についての学習と行動を支援するほか、市町村が指定する環境美化モデル地域で実施する環境美化事業に対する支援を行うことにより、環境美化意識の高揚を図り、清潔で美しい県土をつくります。

(2) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道里親事業」により地域住民及びボランティア団体等に一定範囲の草刈、清掃をお願いしていきます。

また、環境ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

第4 し尿処理体制の整備の促進

1 し尿の海洋投入処分の全廃

し尿の海洋投棄を全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた指導及び啓発を行い、施設整備を促進します。